

「印影照合システム」 に係るシステム一式 調達計画書

情報システムの区分：(A) 最適化対象業務・システムの構築
特定情報システムの該当有無：無
調達担当課室名：外務省領事局領事サービス室

1. 業務の概要

外務省領事局領事サービス室にて稼働している「印影照合システム」を国内、国外の在外公館とのネットワーク環境を整備して運用させるため、新たに本件システムを構築するもの。

同室においては、邦人の留学・就職や外国人の本国教育機関への復学等の際に必要な本邦学校の卒業証明書等公文書の「印章証明」やその発給事実、押印された印影の確認をしている。

本件システムの構築により、従来在外公館が本省宛確認をし、回答を得るまでに数日を要していたものが、既存のネットワーク上で在外公館から直接検索可能とすることにより、本省への照会・確認作業を行うことなく確認をとれることとなり、処理時間の大幅な短縮化を実現し、もって事務の合理化及び領事サービスの向上につながる。

2. 調達計画

全行程のスケジュール

サーバー機器賃貸借、関連ソフト、機器購入・搬入・設置業者の調達

(最低価格落札方式による一般競争入札)：平成20年2月15日から平成20年2月28日まで

総合テスト：平成20年3月中旬

データ移行：平成20年3月中旬

運用・保守：平成20年3月10日以降

但し、平成20年度以降における契約の締結は、当該年度の予算の計上に基づき実施されることとなるので、当該年度に計上される予算によっては、調達の範囲を変更の上、実施することもあり得る。

3. その他

(1) 評価方式

サーバー機器賃貸借・保守及び機器（ソフトウェア含む）購入、搬入、設置

：一般競争入札（最低価格落札方式）

サーバー設定、データ移行：随意契約

(2) 契約形態

サーバー機器賃貸借・保守及び機器（ソフトウェア含む）購入、搬入、設置

：一般競争入札（最低価格落札方式）

サーバー設定、データ移行：随意契約

(3) 知的財産権の取扱

第三者が既に所有するものを除き、当省は本契約の成果に伴い生じたすべての権利

を使用することができる。

成果物の著作権（著作権第 21 から第 28 条に規定されるすべての権利をいう。）は、当省より受託者に対価が完済されたとき受託者から当省に移転するものとする。受託者は著作者人格権を行使しない。ただし、受託者もしくは、第三者が既に有していた著作権及び受託者が本契約のために提供した知的財産の権利は、受託者もしくは第三者に留保される。

（４）入札制限

①各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者、または要件定義等工程支援に携わった事業者及び当該事業者の「商法第 211 条の 2 第 1 項及び第 3 項」及び「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項及び第 4 項」に規定する親会社、子会社、子会社とみなされる他の会社等及び当該事業者と同一の親会社をもつ会社については、本案件の入札に参加できない。

②CIO 補佐官及びその支援スタッフ等の属する事業者等に対する入札制限

当省の CIO 補佐官及びその支援スタッフ（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 125 号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成 11 年 12 月 22 日法律第 224 号）に基づき交流採用された職員を除く。以下、「CIO 補佐官等」という。）による調達計画書及び調達仕様書の妥当性確認並びに入札事業書の審査に関する業務について透明性及び公平性を確保するため、当省の CIO 補佐官等が現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者及びその関連事業者については、本案件の入札に参加できない。

また、過去に当省の CIO 補佐官の職を得ていた者がその職を辞職した後に所属する事業者の所属部門（辞職後の期間が 2 年に満たない場合に限る。）についても、本案件の入札に参加できない。

（５）制約条件等

現行の「印影照合システム」の保守契約は、平成 20 年 1 月で終了する予定のため、本システム稼働時期は、平成 20 年 3 月中旬までを目処に行う必要がある。

4. 妥当性証明

外務省領事局領事サービス室 柴崎 二郎

5. 窓口連絡先

外務省領事サービス室 証明班 飛田 光貴

電話：03-3580-3311 内線 4993